

減免申請の際に準備するもの

		提出書類	
簡易フロー ① (主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病)	<input type="checkbox"/>	介護保険料減免申請書 (役場窓口、または役場ホームページからダウンロード)	必須
	<input type="checkbox"/>	医師の診断書	死亡の場合
	<input type="checkbox"/>	医師の診断書、措置入院の勧告書など	重篤な傷病の場合
簡易フロー ② (主たる生計維持者が「廃業」または「失業」)	<input type="checkbox"/>	介護保険料減免申請書 (役場窓口、または役場ホームページからダウンロード)	必須
	<input type="checkbox"/>	令和元年分確定申告書の写し、または源泉徴収票	必須
	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の令和2年度中の収入見込みがわかる書類 (金銭出納帳、給与明細、預金通帳 など)	必須
	<input type="checkbox"/>	事業廃止届の写し	廃業の場合
	<input type="checkbox"/>	解雇通知、離職票 など	失業の場合
簡易フロー ③ (主たる生計維持者が収入減少基準①・②に該当)	<input type="checkbox"/>	介護保険料減免申請書 (役場窓口、または役場ホームページからダウンロード)	必須
	<input type="checkbox"/>	令和元年分確定申告書の写し、または源泉徴収票	必須
	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の令和2年度中の収入見込みがわかる書類 (金銭出納帳、給与明細、預金通帳 など)	必須
	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者の収入申告書(別紙)	必須

<お願い>

手続きの際は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、できるだけ郵送での提出をお願いします。
介護保険料減免申請書が必要な方は、お電話いただければご自宅へお送りします。

(※「役場に来てはいけません」という趣旨ではありません。あくまでも感染予防のためにできるだけ接触を避けましょうという意味合いです。窓口は通常どおりやっています。)

提出先

〒088-2312

標茶町川上4丁目2番地

標茶町役場保健福祉課介護保険係 宛

(電話番号：485-2111 内線136)